

令和7年度共同募金配分事業（地域福祉推進助成事業）配分要綱

1. 助成金の目的

すべての市民が住み慣れた地域で、思いやりと連帯意識に支えられ明るく、安心して暮らすことができる、ともに生きる地域づくりを推進するため、助成を通じ地域福祉活動がいきいきと展開されるよう支援するものです。

2. 助成対象事業

この助成金の交付対象は、地域の福祉向上を図るための事業並びに地域住民のニーズに基づく地域福祉・在宅福祉サービス事業に要する経費で、公的補填のないものに対して行ないます。

ただし、次のものは除きます。

- ① 役員会、総会、大会経費及び職員の人件費等、団体の運営に関する経費
- ② その他、社会福祉を目的とする事業と認めがたい事業の経費
- ③ 飲食費（不特定多数を対象とした場合に実施事業内容と照らし合わせ部分的に可能）
- ④ 備品購入費（購入した備品が以後も継続的に事業で使用が見込め、レンタルするよりも将来的に安価に調達出来る場合などは部分的に可能）

3. 助成対象者

社会福祉法に基づく施設及びボランティア団体等、特に本会が必要と認めた施設・団体とします。

4. 助成額等

1団体10万円以内。ただし、当該年度の当配分事業の予算額及び申請団体数、事業内容を精査の上、減額または不支給となる場合もあります。

5. 募集期間 令和7年5月30日

6. 募集方法等

共同募金配分助成申請書に、関係書類を添えて募集期間内に提出するものとする。

7. 選定方法及びその結果等

申請書並びに関係書類及び聞き取り調査等により、事業内容に対しての支出の必要性、緊急性を検討し決定します。

8. 問い合わせ先

鳥羽市社会福祉協議会 TEL 0599-37-7061

提出書類

1. 共同募金配分助成申請書
2. 共同募金配分助成事業収支予算書（別紙1）
3. 当該年度の団体等の収支予算書・事業計画書
4. 前年度の団体等の収支決算書・事業報告書